

## 製造物責任と「欠陥」の主張立証責任 —東京地裁平成24年1月30日判決を参考に

弁護士 増田 朋記

### 1 はじめに

本稿では、東京地裁平成24年1月30日判決(訟務月報58巻7号45頁。以下、「本件判決」という。)を参考として、製造物責任法第3条により定められた要件である「欠陥」について、損害賠償を請求する者が主張立証すべき事項について考察する。

### 2 事案の概要

本件判決の事案は、陸上自衛隊の対戦車ヘリコプターが、整備確認飛行を終え、帰投するため、ホバリング状態(空中静止状態)から前進飛行を開始しようとした際、突然、エンジンが急激に出力を失って墜落し、これにより機体下部等が損壊し、搭乗者が重症を負った事故について、国が、エンジンの製造業者である被告に対し、エンジンには、通常どおり使用してもエンジン出力が低下する欠陥があったとして、製造物責任法3条に基づき、同ヘリコプターの修理費用等及び上記搭乗者の療養費の支払を求めたというものである。

### 3 争点

- (1) 本件判決において問題となった争点は、①国が製造物責任法3条に基づく損害賠償請求の請求主体となり得るか、②「欠陥」の有無、③製造物責任法4条2号(設計指示の抗弁)の適用又は類推適用の有無、④法の適用を排除をする旨の合意の有無、⑤責任追及の可能な期間を限定する特約の適用の有無、⑥民法636条の適用又は類推適用の有無、⑦損害の内容及び額、⑧過失相殺など多岐にわたるが、本稿では、上記争点のうち②「欠陥」の有無のみを取り上げて検討することとする。
- (2) 「欠陥」の有無に関しては、本件では、事故の原因が、エンジンの燃料制御装置の部品であるサファイアが脱落したことにあることは当事者間に争いのないところであった。しかし、サファイアが脱落した原因については、原告が、エンジンの燃料制御装置内のコンピュータ・アSEMBリの組立工程で生じたサファイアの亀裂に原因があると主張したのに対し、被告補助参加人として参加し

ていた燃料制御装置の輸入商社は、異常に高い噴射圧が生じたことにあるなどと主張し、その科学的機序が争われた。

- (3) この点、原告の側は、「欠陥」の主張立証においては、本件エンジンについて、通常の使用をしているにもかかわらず停止してしまうという程度の主張立証で必要にして十分というべきであると主張していたが、被告の側はサファイアの脱落原因についても原告が主張立証責任を負っているものであるとし、原因がいずれとも判断できないという心証を抱いた場合には、原告の請求を棄却すべきであるなどと主張していた。

### 4 東京地裁の判断

東京地裁は、上記のような「欠陥」の有無に関し、『法3条の「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうところ(法2条2項)、このような「欠陥」の意義、法の趣旨が被害者保護にあることなどに照らすと、原告は、「欠陥」の存在を主張、立証するために、当該製造物を適正な使用方法で使用していたにもかかわらず、通常予想できない事故が発生したことを主張、立証することで足り、それ以上に欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が発生するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任を負うものではないと解するのが相当である。』と判示した。

その上で、本件については、『原告は、被告から、本件エンジンの引渡しを受けこれを本件事故機の機体に組み込んでから本件事故に至るまでの間、本件エンジンを適正な使用方法で使用してきたものと認められる。そして、本件事故機は、本件事故当時、通常どおり飛行をしていたにもかかわらず、突如、本件エンジンが停止又はこれに近い状態となり、その結果、本件事故機は着陸したものであって、このような事故の発生は通常予想することができないものというべきである。』として「欠陥」があることを認めたのであった。

なお、本件については、控訴審において、平成25年2月13日に控訴棄却の判決が言い渡され、損害賠償を命じた1審・東京地裁の判決が維持されている(ただし、本稿執筆段階では、控訴審判決については未公開であるため理由の詳細は不明)。

## 5 検討

- (1) 製造物責任法の規定から、製造物責任に基づく損害賠償請求の要件事実を整理すれば、①相手方が製造業者等に該当すること、②損害をもたらした物が引渡し時点で製造物であること、③当該製造物が引き渡されたこと、④引渡し時点で当該製造物に「欠陥」が存在したこと、⑤一定の権利あるいは保護法益を有していること、⑥損害の発生及び額、⑦④と⑥との相当因果関係となる。

ここで着目すべきは、不法行為責任に基づく損害賠償請求と比較して、責任要件が故意・過失という主観的要素から「欠陥」という客観的要素に置き換えられ、被害者の保護を図るために無過失責任への転換がなされている点であろう。

- (2) しかしながら、製造物責任法の施行後も、「欠陥」要件の立証をめぐる被害者側の責任は必ずしも明確ではなく、欠陥が存在すると主張する部位・部品・原料を特定する必要があるのか、事故の発生機序たる物理的、科学的メカニズムを明らかにする必要があるのかなどについて議論が生じることとなったのである。本件判決についてもまさにこの点が争われたものである。
- (3) まず、欠陥部位等の特定につきどのように考えるべきか。製品にどのような部品・原料が使用されており、それがどのような性質・性能を有するののかについて被害者はこれを知り得ないのが通常であり、欠陥部位等の特定を求めることは著しく困難であるが、他方で、部品・原料のどこに欠陥があっても、製品の一部である限り、その製造業者等が損害賠償責任を負うべき部位・部品であって、被害者がその部位・部品を特定する合理的根拠は存在しないといえる。

したがって、主張立証責任という観点からすれば、被害者は損害賠償を請求するにあたり欠陥部位等の特定を要しないものと解される。

この点、本件判決は『加えて、本件においては、前記認定のとおり、本件エンジンが停止等するに至ったのは、本件コンピュータ・アセンブリ内の本件サファイアが脱落したことが原因であることが判明しているのであり、「欠陥」の部位や態様等も特定されているのである。』などと判示しているが、主張立証責任としては上記のとおり欠陥の部位の特定を要しないことを明示しており、当事者間に争いのない事実として明らかであったために欠陥部位をも判示したに過ぎず、欠陥の認定その

ものを左右するものではないと解されよう。

- (4) 次に、事故の発生機序たる物理的、科学的メカニズムの主張立証についてであるが、この点についても、欠陥部位等の特定を要しないのと同様に、やはりこれを具体的に特定し、主張立証する必要はないものと解される。

本件判決も引用しているとおり、製造物責任法上の「欠陥」とは、同法2条2項において「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」と定義されている。

問題は「通常有すべき安全性を欠いていること」をどこまで具体化するべきかという点であるが、本件判決も判示するとおり、①当該製造物を適正な使用方法で使用していたこと、②通常予想できない事故が発生したことの両者の事実につき主張立証がなされれば、安全性の欠如たる「欠陥」の内容の具体化としては十分であると解される。

- (5) 「欠陥」についての主張立証責任に関しては、本件判決と同様の判断が、仙台高判平成22年4月22日判決(判例時報2086号42頁)においても既に示されていたものである。

すなわち、同判決は、携帯電話をズボン前面左側ポケットに入れてコタツに入るなどして使用したことによって、左大腿部に低温火傷を負ったとして製造物責任法に基づく損害賠償が求められた事案において、『製造物責任法の趣旨、本件で問題とされる製造物である携帯電話機の特性及びその通常予見される使用形態からして、製造物責任を追及する控訴人としては、本件携帯電話について通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証としては足りるというべきであり、それ以上に、具体的欠陥等を特定した上で、欠陥を生じた原因、欠陥の科学的機序まで主張立証責任を負うものではないと解すべきである。』と判示している。同判決に対する上告は棄却されており(最高裁平成23年10月27日決定)、最高裁においても上記判断が是認されたものと言えよう。

- (6) 以上のとおり、本件判決によって示された、製造物責任法上の「欠陥」については、被害者の側で欠陥の部位やその態様等を特定した上で、事故が

発生するに至った科学的機序まで主張立証すべき責任を負うものではないという判断については、近似の判例によって明確にされてきたものであり、合理的かつ適切な解釈であるといえよう。

## 6 結語

本稿で触れたような裁判例による要件の明確化により、被害者らの製造物責任法活用による救済の機会の広がることが期待される。

ただし、製造物責任法が平成7年7月1日に施行されてから、すでに長い年月月が流れており、その趣旨目的を果たし、被害者にとって真に活用しやすいものとするためには、これまで集積されてきた事案を整理し、製造物責任法それ自体を見直す機会が必要ではないかと思われる。

### 〈参考資料〉

- ・加藤幸雄「製造物責任と立証責任」升田純ほか『現代裁判法大系8製造物責任』1頁(新日本法規、平10)
- ・加藤幸雄「製造物の欠陥の立証と判断過程」升田純ほか『現代裁判法大系8製造物責任』109頁(新日本法規、平10)
- ・升田純「製造物責任法と実務(1)」判例時報1501号12頁
- ・升田純「製造物責任法と実務(2)」判例時報1513号2頁
- ・橋本英史「製造物責任法における欠陥の要件事実とその立証(上)」判例時報1553号7頁
- ・橋本英史「製造物責任法における欠陥の要件事実とその立証(下)」判例時報1554号3頁